

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月2日 21時37分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島 ^{げんかい} 北北西方沖 玄界島灯台から真方位335° 7.8海里付近 (概位 北緯33° 48.6′ 東経130° 10.1′)
事故の概要	貨物船のぞみは、北東進中、また、遊漁船やまとさくら丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 のぞみ、498トン 141155、日本塩回送株式会社 B 遊漁船 やまとさくら丸、9.7トン 290-56318福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部かんぬきに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、自動操舵により北東進中、単独で船橋当直に当たっていた船長Aが、レーダーで左舷船首方に漂泊中のB船を認めたものの、B船の他に航行の支障となる船舶が見当たらず、A船がB船に接近するまでにはまだ時間があると思い、階下にあるトイレ及び自室に行って、船橋を無人として航行を続けた。</p> <p>A船は、船長Aが、船橋に戻ったところ、左舷船首方至近に集魚灯を点けたB船を認めたが、この時点で右舵を取って衝突を回避する操船を行うとA船の船尾が左方に振れてB船と衝突すると思い、そのままB船の右舷側至近を通過した。</p> <p>船長Aは、B船に衝突しなかったか目視で確認し、B船に損傷がないように見えたのでそのまま航行を続けていたところ、海上保安庁からの連絡を受けてB船に衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、船首を北東方に向け、船首からパラシュート型シーアンカーを投入して遊漁を行いながら漂泊中、船長Bが、レーダーで船尾方に接近するA船を認めたが、これまでと同様に、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてく</p>

	<p>れると思い、釣り客の補助を行いながら漂泊を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、ふと振り返ったところ、右舷船尾方至近となったA船に気付いたものの、どうすることもできず、B船の右舷船首部かんぬきとA船の左舷船首部とが衝突した。</p>
分析	<p>A船は、北東進中、船長Aが、左舷船首方に漂泊しているB船を認めたものの、B船の他に航行の支障となる船舶が見当たらず、A船がB船に接近するまでにはまだ時間があると思い、船橋を無人として航行を続けたことから、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣り客の補助を行いながら漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、B船の他に航行の支障となる船舶が見当たらず、A船がB船に接近するまでにはまだ時間があると思い、船橋を無人として航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣り客の補助を行いながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直者は、航行中、船橋を無人にせず、周囲の適切な見張りをを行い、やむを得ず船橋を無人にする場合は、一時的に他の乗組員に交替する措置を採ること。 ・船長は、接近する他船を認めた場合、同船の動向監視を継続し、適切な時機に有効な音響信号による注意喚起を行うこと。